

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウエルケアの用務に出席した役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定める。

### (報 酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。その額については1回当たり次の額とする。なお、ウエルケアの常勤役員職員には適用しない。

1	理事長	15,000円
2	理 事	10,000円
3	監 事	10,000円

### (費用弁償)

第3条 役員がウエルケアの用務ににより出張するときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法については、社会福祉法人ウエルケア職員の出張旅費規程に準ずるものとする。但し非常勤役員には、日当は支給しない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この一部改定は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この一部改定は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この一部改定は、平成21年10月1日から施行する。